

丹波市既存住宅省エネ化促進事業補助金

令和7年度版 利用の手引き

この補助金は、住宅の省エネ化を促進するため、住宅の省エネ化工事を実施される方に、当該工事等に係る費用の一部を補助するものです。

補助金の手続きは、「丹波市既存住宅省エネ化促進事業補助金交付要綱」に基づき行われますので、申請される方は、必ず要綱を確認していただき、その内容を理解のうえで手続きを行ってください。

【制度の概要】

申請受付 (8ページ)	受付期間 令和7年12月1日(月)～令和8年2月2日(月) 受付場所 生活環境部環境課(本庁舎1階) 受付時間 午前9時00分～午後4時30分 <ul style="list-style-type: none">申請書を直接窓口に提出してください。(郵送不可)先着順に受付します。土曜・日曜日、祝日、年末年始(令和7年12月29日～令和8年1月3日)は受付できません。
対象者 (3ページ)	市内に住宅を所有し、その住宅に居住している個人
対象住宅 (4ページ)	次のすべてに該当する住宅 <ul style="list-style-type: none">現状において、省エネ基準に適合していないもの耐震性が確保されているもの(省エネ化工事後に耐震性が確保されるものを含む)
対象となる省エネ化工事 (4ページ)	【全体改修】 住宅の全体が、省エネ基準又はZEH水準以上の基準を満たすこととなる省エネ化工事であり、BELS等の第三者評価を受けるもの 【部分改修】 住宅の一部(複数の開口部を含む)が、省エネ基準又はZEH水準以上の基準を満たすこととなる省エネ化工事
補助金額等 (5ページ)	【補助対象経費】 <ul style="list-style-type: none">開口部や躯体等の断熱化、設備の効率化に関する省エネ化工事に要する費用BELS等の第三者評価に要する費用(全体改修の場合) 【補助金額】 <ul style="list-style-type: none">省エネ基準:補助対象経費の40%(限度額30万円)ZEH水準:補助対象経費の80%(限度額70万円) 【予算額】 140万円(予算の範囲を超えた場合は、受付終了)
条件	<ul style="list-style-type: none">本補助金の利用にあたっては次頁以降を必ずご覧ください。実績報告の最終期限:令和8年3月2日(月)※厳守

【申請先・お問合せ先】

丹波市役所 生活環境部 環境課 脱炭素推進係

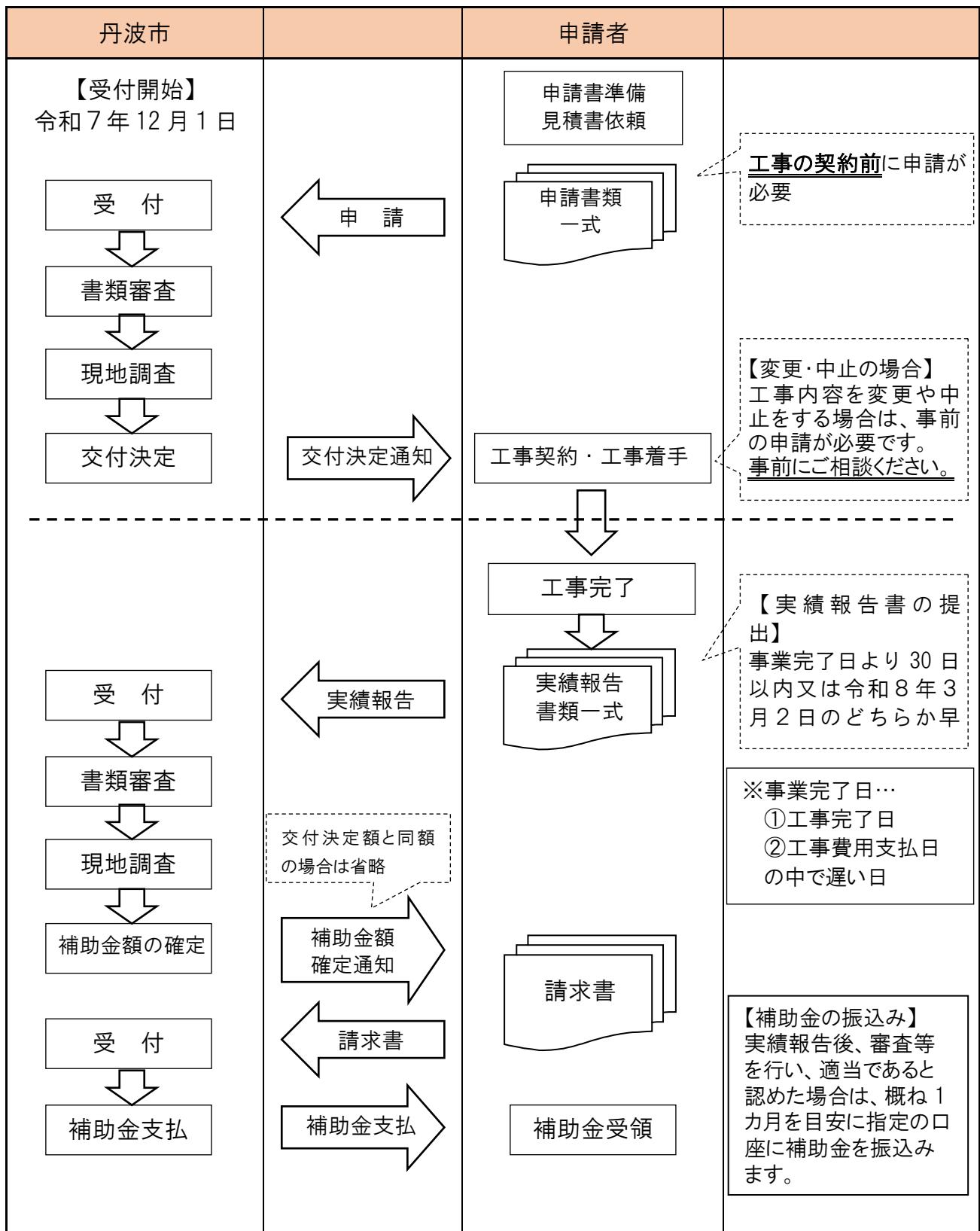
丹波市氷上町成松字甲賀1番地(本庁舎1階)

(電話) 0795-82-1290(直通)

(FAX) 0795-82-1821



1 拠助事業の流れ（フロー）



※ 本事業の補助金交付決定通知を受け取ってから、工事の契約をし、工事にとりかかってください。補助金交付決定通知を受け取るまでに工事の契約をした場合は、補助金の交付対象外となります。交付決定については、申請書受付日から14日以内に交付の可否を通知します。

※ 補助対象事業が完了した場合は、事業完了日から30日以内又は令和8年3月2日までに実績報告書類を提出してください。

2 様助対象者

補助金交付の対象となる方は、次に掲げる要件を全て満たす個人です。

対象	要 件
個人	① 現状において、市内に住宅を所有し、その住宅に居住している方 ② 市税の滞納がない方 ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号） 第 2 条第 2 号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でない方

※ 令和 8 年 3 月 2 日までに実績報告書を提出される方が対象です。

※ 申請は、同一の住宅につき 1 回限りです。

◎用語の定義等

①住宅	市内に所在する一戸建ての住宅（併用住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）の居住の用に供する部分を含む。）をいう。
②省エネ基準	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。具体的には、断熱等性能等級 4、かつ一次エネルギー消費量等級 4 を満たす基準のこと。
③ZEH 水準	強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）を満たし、かつ、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20 パーセント以上削減する省エネ性能の水準をいう。
④省エネ化工事	住宅の開口部、躯体等の断熱化及び設備の効率化に資する工事であって、省エネルギー性能を向上させるものをいう。
⑤全体改修	住宅の全体を対象とする省エネ化工事（建替えを除く。）をいう。
⑥部分改修	住宅の一部を対象とする省エネ化工事であって、複数の開口部の改修を含むものをいう。
⑦B E L S 等の 第三者評価	建築物省エネ法第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による評価をいう。
⑧仕様基準	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）に規定する基準をいう。
⑨誘導仕様基準	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 2 号イ（2）に規定する基準をいう。
⑩耐震基準	本事業において、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅である場合は、耐震性が確保されている住宅である必要があり、そのことを確認する基準として、別表第 1 に定めた耐震基準をいう。この耐震基準を満たすもの（省エネ化工事の実施により耐震基準を満たすと認められるものを含む）又はその他の措置により住宅の居住者等の安全が確保されるものとして、建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士）の確認を受ける必要がある。

3 対象となる住宅

補助金交付の対象となる住宅等は、次に掲げる要件を全て満たす一戸建て住宅です。

対象	要 件
一戸建て住宅	<ul style="list-style-type: none">① 市内に所在する一戸建て住宅② 併用住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上のものに限る。）の居住の用に供する部分③ 現状において、省エネ基準に適合していない住宅④ 耐震性が確保されている住宅（省エネ化工事後に耐震性が確保される住宅を含む）（※）⑤ 次に掲げる区域内に存する住宅でないこと。<ul style="list-style-type: none">ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定により指定された災害危険区域⑥ 過去に本事業の補助金の交付を受けて工事をした住宅でないこと。

※ 耐震性が確保されている住宅とは、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 昭和56年6月1日以降に着工した住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工した住宅の場合は、改修後において別表第1に定める耐震基準を満たすもの又はその他の措置により住宅の居住者等の安全が確保されるものとして、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士の確認を受けた住宅

4 対象となる省エネ化工事

補助金交付の対象となる省エネ化工事は、次に掲げる要件を全て満たす工事です。

区 分	要 件
共通	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅における次の工事であって、省エネルギー性能を向上させるものであること。<ul style="list-style-type: none">・開口部（外気に接する窓又はドア）の断熱化に係る工事・躯体等（天井、屋根、外壁又は床）の断熱化に係る工事・設備の効率化に係る工事○ 自分で工事を行うものでないこと。
全体改修	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅の全体を対象とすること。○ 省エネ化工事が、登録住宅改修業者（兵庫県住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）第7条第1項に規定する登録住宅改修業者）と契約を締結して行うものであること。○ 省エネ化工事の実施後において、住宅が省エネ基準又はZEH水準以上の基準を満たすことについて、BELS等の第三者評価を受けるものであること。○ 住宅の建替えでないこと。
部分改修	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅の一部を対象とすること。○ 複数の開口部（外気に接する窓又はドア）の改修を含むものであること。○ 住宅の一部（複数の開口部を含む）が、工事によって省エネ基準又はZEH水準の基準を満たすこと（改修部分が省エネ基準又はZEH水準の仕様基準に適合していること）。

※ 塗装工事（断熱塗装・遮熱塗装）、屋根のふき替え工事は補助の対象外

5 様助対象経費と補助金額

補助金交付の対象となる経費及び補助金の額は、以下のとおりです。

補助対象経費	補助金額 (※2)
<p>補助金交付の対象となる省エネ化工事の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>① <u>別表第2</u>に掲げる次の工事の区分に応じ、省エネ基準等の種類ごとに定める額を上限とした額 (※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部の断熱化に係る工事 ・躯体等の断熱化に係る工事 ・設備の効率化に係る工事 <p>ただし、設備の効率化に係る工事の補助対象経費については、開口部の断熱化に係る工事及び躯体等の断熱化に係る工事の補助対象経費の合計額が限度となります。</p> <p>② B E L S 等の第三者評価に要する費用 (全体改修の場合に限る。)</p>	<p>省エネ基準</p> <p>補助対象経費の 40% (限度額 30 万円)</p> <p>※ 補助金額は、1,000 円未満を切捨て</p>
	<p>Z E H 水準</p> <p>補助対象経費の 80% (限度額 70 万円)</p> <p>※ 補助金額は 1,000 円未満を切捨て</p>

※1 工事種別ごとの上限額の合計額と実際の工事費 (見積額) の合計額のいずれか低い額が当該工事種別の補助対象経費になります。

※2 部分改修において、省エネ基準と Z E H 水準が混在する場合は、省エネ基準の補助区分になります。

別表第1

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅の場合、改修後において本表の耐震基準を満たす必要があります。

耐震診断区分	構造種別	耐震基準
一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2012 年版) による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が 1.0 以上
一般財団法人日本建築防災協会発行「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」(1996 年版、2011 年版) による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標 (Is) が 0.6 以上
一般財団法人日本建築防災協会発行「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」(2017 年版) に定める第 1 次診断法、第 2 次診断法又は第 3 次診断法による耐震診断	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 (Is) を構造耐震判定指標 (Iso) で除した値が 1.0 以上
一般財団法人日本建築防災協会発行「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」(2009 年版) に定める第 1 次診断法、第 2 次診断法又は第 3 次診断法による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造	
建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 3 章第 8 節に規定する構造計算による耐震診断	全て	構造計算により安全性が確認できること。
上記 1 から 5 までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全て	上記 5 つの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

別表第2

(1) 開口部の断熱化に係る工事

工事区分			省エネ基準	ZEH水準
箇所	種別	規模(※5)		
窓	ガラス交換 (※1)	1.4 m ² 以上	8.8万円/枚	11.2万円/枚
		0.8 m ² 以上	6.4万円/枚	8.0万円/枚
		1.4 m ² 未満		
		0.1 m ² 以上	2.4万円/枚	3.2万円/枚
	内窓設置 ・外窓交換 (※2・※3)	0.8 m ² 未満		
		2.8 m ² 以上	20.0万円/箇所	27.2万円/箇所
		1.6 m ² 以上	16.0万円/箇所	21.6万円/箇所
		2.8 m ² 未満		
ドア	ドア交換 (※4)	0.2 m ² 以上	13.6万円/箇所	17.6万円/箇所
		1.6 m ² 未満		
		1.8 m ² 以上 (開戸) 3.0 m ² 以上 (引戸)	28.8万円/箇所	39.2万円/箇所
仕様	省エネ基準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する開口部として、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（省エネ基準レベル）の建材であること。		
	ZEH水準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の誘導仕様基準に適合する開口部として、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（ZEHレベル）又は「子育てグリーン住宅支援事業」の対象型番の建材であること。		

※1 ガラス交換とは、既存の窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※2 内窓設置とは、既存の窓の内側に新たに窓を設置するもの、又は既存の内窓を交換するものをいう。

※3 外窓交換とは、新たに窓を設置し、又は既存の窓を交換するものをいう。

※4 ドア交換とは、新たにドアを設置し、又は既存のドアを交換するものをいう。ただし、ドアに附属するガラスのみの交換は対象としない。

※5 工事区分における規模について

- ・ガラス交換の規模は、ガラスの寸法による。
- ・内窓設置の規模は、内窓のサッシ枠の枠外寸法による。
- ・外窓交換の規模は、外窓のサッシ枠の枠外寸法による。
- ・ドア交換の規模は、開戸・引戸の戸枠の枠外寸法による。

(2) 車体等の断熱化に係る工事

工事箇所	断熱材の区分 (※)	省エネ基準	ZEH水準
外壁	A～C	16.8 万円/m ³	22.5 万円/m ³
	D～F	25.2 万円/m ³	33.8 万円/m ³
屋根・天井	A～C	6.0 万円/m ³	8.0 万円/m ³
	D～F	10.2 万円/m ³	13.7 万円/m ³
床	A～C	21.0 万円/m ³	28.0 万円/m ³
	D～F	31.6 万円/m ³	42.0 万円/m ³
仕様	省エネ基準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する断熱材とし、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（省エネ基準レベル）の建材であり、かつ、厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。	
	ZEH水準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の誘導仕様基準に適合する断熱材とし、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（ZEHレベル）又は「子育てグリーン住宅支援事業」の対象型番の建材であり、かつ、厚さ等が誘導仕様基準に適合するように施工されること。	

※ 断熱材の区分について

- ・ A～C 区分：熱伝導率 (W/m·K) 0.052～0.035 のもの
- ・ D～F 区分：熱伝導率 (W/m·K) 0.034 以下のもの

(3) 設備の効率化に係る工事

設備種別 (※)		省エネ基準	ZEH水準
太陽熱利用システム		45.2 万円/戸	同左
節水型 トイレ	掃除しやすい機能を有するもの	18.4 万円/台	同左
	上記以外	16.8 万円/台	同左
高断熱浴槽		43.7 万円/戸	同左
高効率 給湯器	ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	27.9 万円/戸	同左
	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)		
	潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)		
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用 型給湯器 (ハイブリッド給湯器)		
節湯水栓		6.3 万円/台	同左
仕様	省エネ基準	部分改修を行う場合にあっては、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（省エネ基準レベル）とすること。	
	ZEH水準	部分改修を行う場合にあっては、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（ZEHレベル）又は「子育てグリーン住宅支援事業」の対象型番とすること。	

※ 設置を行った設備の補助対象範囲について

- ・ 節水型トイレ及び節湯水栓 : 設置を行った台数分
- ・ 節水型トイレ及び節湯水栓以外 : 1戸当たり 1台分

6 交付申請の受付 ※工事の契約をする前に申請してください。

次のとおり、交付申請を受付します。

受付期間	令和7年12月1日（月）～令和8年2月2日（月） ※ 予算の範囲内で、先着順で受け付けます。（予算規模 140万円） ※ 予算範囲を超えた場合は、受付を終了します。 ※ 土曜・日曜日、祝日、年末年始（令和7年12月29日～令和8年1月3日） は受付できません。
受付場所	生活環境部環境課（丹波市役所本庁舎内） ※ 郵送による書類提出はできません。直接、環境課までご持参ください。
受付時間	午前9時00分～午後4時30分

【交付申請時の提出書類】

全体改修	部分改修	提出書類	備 考
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	① 補助金交付申請書	・様式第1号 ・別記 資金計画書
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	② 省エネ化工事住宅概要書（個表）	・様式（別紙1）
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	③ 補助金額算定表 ※ 本表で補助対象経費や補助金額を算出	・様式（別紙2） ※ 補助対象経費や補助金額の算定には、⑪省エネ化工事に係る見積書が必要 ※ 複数者からの見積書がある場合は、補助対象経費の合計額を比較して安価な金額を記載すること
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	④ [昭和56年5月31日以前に着工した住宅の場合] 耐震性能確認書	・様式（別紙3）、又はその他耐震性が確保されていることを確認できる書類 ※ 本手引きの5ページ「別表第1」に記載する耐震基準を満たしていることが確認できること
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑤ 付近見取図	・住宅の位置が確認できるもの（グーグルマップ等）
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑥ 現況写真	・住宅の全景、改修工事の場所が分かる写真 ※ 工事に未着手であることが確認できること
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑦ 住宅の所有者が確認できる書類	・登記事項証明書等 ※ 発行日から1か月以内のもの ※ 登記情報提供サービスによる印刷物は受付できません
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑧ 建築年月が確認できる書類	・建築確認通知書、検査済証又は登記事項証明書等
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑨ [店舗等がある併用住宅の場合] 床面積求積図	・求積図・求積表 ※ 延べ床面積、住宅部分とその他店舗等の床面積を記載し、半分以上が住宅であることが分かるように作成すること
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑩ 省エネ化工事の内容が確認できる図書	・配置図、平面図、立面図等 ※ 仕様書や図面等、省エネ化工事の内容が確認できる図書 ※ 断熱材の設置などで面積を確認する必要がある場合は、図面に寸法を記載すること ※ 見積書と施工面積、寸法等は一致させること ※ 複数の工事内容を同一図面に表示する場合は、着色により区別するなど、分かるように記載すること

（次頁に続く）

(続き)

全体改修	部分改修	提出書類	備考
○	○	⑪ 省エネ化工事に係る見積書 ※ 一契約当たりの見積金額が 100 万円を超えるものは原則として複数者からの見積書が必要 ※ 別紙「【記載例】見積書」を参考すること	・省エネ化工事に係る見積書 ※ 別紙「【記載例】見積書」の内容が記載されている見積書を提出してください。 ※ 工事費用及び補助対象建材、設備等の内訳が分かるもの ※ 補助対象経費とそれ以外が分かるように記載すること ※ 見積書の項目は、工事・設備種別ごとの工事費が分かるように記載すること ※ メーカー名、商品名及び施工面積（窓・ドアは寸法）を記載すること ※ 図面や写真、見積書などに共通の番号を記載するなどして、分かりやすく整理すること ※ 見積書のなかで、対象設備の内容が確認できない場合は、付属書類（内訳書等）を添付すること
	○	⑫ [部分改修の場合] 建材、設備等が仕様に適合していることが確認できる書類	・建材、設備等が仕様に適合していることが確認できる書類 ※ 製品カタログのコピーなど基準を満たす性能が確認できる書類を添付すること ※ 補助対象設備の要件に該当していることが分かる資料 【省エネ基準】国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（省エネ基準レベル）の該当箇所のコピー 【ZEH水準】国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（ZEHレベル）か、「子育てグリーン住宅支援事業」の対象型番の該当箇所のコピー
○		⑬ [全体改修の場合] B E L S 等の評価書の写し	・B E L S 等の評価書の写し ※ すでにある場合は提出すること ない場合は、実績報告書の提出時に提出すること
○		⑭ [全体改修の場合] 兵庫県の住宅改修業者登録制度による登録証の写し	・兵庫県の住宅改修業者登録制度による登録証の写し
○	○	⑮ 誓約書	・様式（別紙 4）
○	○	⑯ 住民票	・申請者の住民票 ※ 住所地と住宅の場所が同一であること ※ 発行日から 1 か月以内のもの ※ 住民票の発行を施工業者等が行う場合、別途、委任状（代理人選任届）が必要
○	○	⑰ 丹波市税の滞納が無いことを証する書類	・丹波市税の滞納が無い証明書 ※ 発行日から 1 か月以内のもの ※ 証明書の発行を施工業者等が行う場合、別途、委任状が必要
○	○	⑱ その他	・[設置する建物等が共有名義である場合] 共有名義人の設置承諾書（別紙 5） ・[他の補助金を併用している場合] 補助内容が確認できる資料（交付決定通知書等） ・[工事施工者等に手続きを委任される場合] 委任状（別紙 6）

7 交付決定通知

書類審査と現地調査により、補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書により申請者に通知します。補助金を交付できない方には不交付決定通知書を通知します。

※ 交付申請書に不備がなく、現地調査が円滑に進めば、申請書受付日から 14 日以内に交付の可否を通知します。

※ 補助金交付決定通知書の通知日よりも前に工事の契約をされた場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

8 設置計画の変更・中止の申請

補助金の交付決定を受けた方（以下「補助事業者」という）で、交付決定を受けた事業（工事）の内容を変更・中止する場合は、その旨をご相談の上、必ず事前に申請してください。

【変更等の申請が必要な場合】

- ・事業の内容を変更する場合
- ・事業に要する経費の配分を変更する場合
- ・交付決定を受けた事業を中止する場合

※ 内容が変更になっても、補助金額の増額は認められません。

※ 変更内容が補助の要件に合致しなくなった場合は、交付決定の取り消しとなります。

【変更等申請時の提出書類】

必須	該当時	提出書類	備 考
<input type="radio"/>		①設置補助金変更（中止）承認申請書	・様式第4号 ・別記 資金（変更）計画書
<input type="radio"/>		②変更する内容が分かる書類	・変更する内容が分かる書類 ※ 交付申請時に添付した書類のうち、変更のある書類を添付すること

※ 郵送等による書類提出はできません。直接、環境課までご持参ください。

9 事業の完了報告・補助金の請求

補助事業者は、交付決定を受けた事業を完了した場合、次の書類を提出してください。

提出期限	<u>事業完了日から起算して 30 日以内（事業完了日を 1 日目とする）</u> <u>又は令和 8 年 3 月 2 日（月）のいずれか早い期日まで。【厳守】</u> ※ 土曜・日曜日、祝日、年末年始（令和 7 年 12 月 29 日～令和 8 年 1 月 3 日）は受付できません。 ※ 事業完了日とは、①工事完了日、②工事費用支払日 の中で最も遅い日
提出場所	生活環境部環境課（丹波市役所本庁舎内） ※ 郵送による書類提出はできません。直接、環境課までご持参ください。
受付時間	午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分

【実績報告時の提出書類】

全体改修	部分改修	提出書類	備考
○	○	① 実績報告書	・様式第6号
○	○	② 補助金精算書	・様式（別紙7）
○	○	③ [改修後に耐震性が確保される場合] 耐震改修工事実施確認書	・様式（別紙8） ※ 改修後に耐震性が確保される場合に用意
○	○	④ 交付決定通知書の写し	・市から送付された交付決定通知書の写しを添付
○	○	⑤ 契約書の写し	・受注者との契約書又は受注書等の写し
○	○	⑥ 省エネ化工事の費用に係る支払い証拠書類の写し	・振込依頼書等（写し） ・[ローン利用の場合] 領収書及び補助事業者が契約者であることが確認できるローン契約書（申込書不可）
○	○	⑦ 事業費内訳書	・工事費用の内訳が分かる書類（請求明細、内訳書等） ※ 原則として見積書は不可
○	○	⑧ 工事写真 ※ 工事個所ごとの施工前・施工中・完了後の写真を添付 ※ 仕様が分かる写真も添付 ※ 別紙「【参考様式】工事写真等台紙」を参照すること。	・省エネ化工事に係る工事写真 ※ 工事個所ごとに工事の施工前・施工中・完了後の写真を同一アングルで撮影し、分かりやすくまとめる ※ 仕様が分かる写真も添付 ※ 写真の撮影箇所が分かるように各写真に番号や符号をつけること ※ 図面や見積書などの番号や符号と対応させること ※ 写真はカラーとし、A4サイズの台紙（「【参考様式】工事写真等台紙」参照）に分かりやすくまとめる
○	○	⑨ [写真で仕様が確認できない場合] 出荷証明書、納品証明書等	・出荷証明書、又は納品証明書等 ※ 上記⑧で、写真で仕様が確認できない場合に用意すること
○		⑩ [全体改修の場合] B E L S等の評価書の写し	・B E L S等の評価書の写し
○	○	⑪ [他の補助金を併用している場合] 補助内容が分かる書類の写し	・補助金の交付決定通知書等 ・補助内容が分かる書類 ※ 補助対象工事が、他の補助金の補助対象工事と重複していることを確認するため、補助金を併用している場合は必ず提出すること
○	○	⑫ その他	・[申請時に提出した書類と異なる場合] 変更後の内容が分かる関係書類の写し

10 補助金の交付

- ・実績報告書の提出後、書類審査と現地調査を行い、適当であると認めたときは、補助金の請求書を提出していただき、概ね1カ月を目安に補助事業者の指定する本人の口座に振り込みます。通帳記入などにより入金の確認を行ってください。

11 財産の処分の制限

- ・本補助事業において改修した住宅について、補助金の交付の目的に反して使用や譲渡等の処分をする場合は、市長の承認を受ける必要があります。

12 補助金交付の取り消し等

- ・本補助事業以外への補助金の使用や、交付の決定の内容・条件に違反する等、丹波市補助金等交付規則（平成16年丹波市規則第42号）第15条第1項各号いづれかに該当する場合、補助金交付決定の全部又は一部が取り消しとなります。
- ・既に交付している補助金がある場合は、補助金を返還いただることになりますので、ご注意ください。

丹波市補助金等交付規則 拠綱
(決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者等が次の各号のいづれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金等を当該補助事業等以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業等を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業等に関して詐欺その他不正行為を行ったとき。
- (5) 丹波市暴力団排除条例(平成23年丹波市条例第53号)第2条第1号に規定する暴力団又は第2号に規定する暴力団員であったとき。
- (6) 兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号で規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者であったとき。
- (7) 補助事業等の全部又は一部を前2号に該当する者との契約により実施したとき。
- (8) その他この規則に違反したとき。

13 調査等への協力

- ・本補助事業の条件として、対象設備の利用状況やアンケート等の調査をお願いすることがあります。また、環境施策の推進に関する案内を送付することがあります。ご協力くださいますようお願いします。

14 他の補助制度との併用

- ・本補助金と補助対象となる工事が重複する他の補助制度との併用はできません。ただし、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合に限り、他の補助金を併用することは可能です。

※ 他の補助金を併用している場合は、補助内容が確認できる資料(交付決定通知書等)の提出が必要です。

15 その他

- ・補助金の交付にあたっては、書類審査を行います。あらかじめご了承ください。
- ・申請書類提出後に内容の不備が判明した場合は、追加もしくは修正を依頼することができます。依頼日を含む7日以内に訂正書類の提出が確認できない場合は、受付を取り消すことがあります。
- ・強引な勧誘や、一方的な工事を行って高額な工事代金を請求するなどの悪徳な業者にご注意ください。
- ・本補助事業の工事、申請手続き等によって発生したトラブル等については、一切責任を負いません。